

地方税財源の確保・充実等に関する提言（ポイント）

1 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応

- ① 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の更なる充実等
 - ・ 地方創生臨時交付金について、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、基金積立要件の弾力化等を図ること。
 - ・ 緊急包括支援交付金について、引き続き、医療提供体制強化等に必要な財源措置を確実に講じ、更なる増額を図ること。
- ② 補正予算等による大胆かつ機動的な経済対策の実施
 - ・ コロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響を受けた経済社会活動の回復を確かなものとした上で、「新しい資本主義」を実現するため、経済情勢等も踏まえ、補正予算等による大胆かつ強力な経済対策を講じるなど、的確に対応すること。

2 地方一般財源総額の確保・充実等

- ① 地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実
 - ・ 今後、社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和5年度においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。
 - ・ 令和5年度から実施される地方公務員の段階的な定年引上げにより、退職手当の支給が大幅に減少する年度が生じるが、地方財政計画において退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するための方策を講じること。
- ② 国土強靱化の強化、物流・人流ネットワークの早期整備・活用及び公共施設等の適正管理
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を強力かつ計画的に推進するため、対策完了後も見据えつつ、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。
 - ・ 公共施設の脱炭素化をより一層推進できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」について、より弾力的で柔軟な運用・拡充を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- ③ 臨時財政対策債の縮減等
 - ・ 臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行い、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保し、その償還財源についても確実に確保すること。

3 デジタル田園都市国家構想の推進等

① 地方創生の取組に必要な経費及び「デジタル田園都市国家構想交付金」等の継続・拡充

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- ・すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、「地域デジタル社会推進費」などの地方のデジタル改革の実現に必要な経費を拡充・継続すること。
- ・新たに創設される「デジタル田園都市国家構想交付金」については、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分踏まえ、その用途拡大や運用の更なる改善を図ること。

② デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

- ・地方自治体の情報システムの「ガバメントクラウド」への移行等に伴い、今後新たに生じる運用経費等については、国において十分な費用を負担すること。
- ・地方団体がデジタル化に取り組む上で不可欠なデジタル人材の確保・育成のために必要な財政措置を講じること。

③ 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

- ・結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進など、子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援を拡充するとともに、子ども関連施策の多くを担う地方への財政措置を拡充すること。

④ 脱炭素施策への財政措置

- ・地域脱炭素の取組を加速していくため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の大胆な拡充等に取り組むとともに、当該交付金を含む国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対して、十分な地方財政措置を講じること。

4 税制抜本改革の推進等

① 自動車関係諸税の見直し

- ・自動車税の環境性能割及び種別割のグリーン化特例（軽課・重課）の適用期限が令和4年度末までとなる中、自動車税は道路損傷負担金的性格も有する都道府県の基幹税であること、CASEに代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなどを考慮した上で、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう必要な方策を検討すること。

② 国際課税ルールの見直しに伴う対応

- ・経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、今後、国内法制化の際は、こうした点を踏まえた上で制度を構築すること。